

(別紙)

ADR の拡充・活性化関係省庁等連絡会議の設置について

〔平成14年6月13日
関係省庁等申合せ〕

1. ADR(裁判外の紛争解決手段)について、司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)を踏まえ、関係省庁等の緊密な連携の下、ADRに関する関係機関等の連携強化に係る諸方策の推進等を図るため、司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)に基づき、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を開催する。
2. 連絡会議の構成員は、次のとおりとする。連絡会議は、司法制度改革推進本部事務局次長が主宰する。
 - 司法制度改革推進本部事務局次長
 - 内閣府国民生活局消費者調整課長
 - 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 - 金融庁総務企画局企画課長
 - 総務省大臣官房企画課長
 - 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部消費者取引課長
 - 公害等調整委員会事務局総務課長
 - 法務省民事局参事官
 - 国税不服審判所管理室長
 - 文化庁長官官房著作権課長
 - 厚生労働省政策統括官付労政担当参事官
 - 農林水産省総合食料局消費生活課長
 - 経済産業省経済産業政策局産業組織課長
 - 国土交通省大臣官房総務課長
 - 環境省大臣官房総務課長
 - 最高裁判所事務総局民事局参事官
3. 連絡会議に幹事会を置く。幹事会は、連絡会議の構成員が推薦する各行政機関等の職員(課長補佐クラス)をもって構成する。
4. 連絡会議の庶務は、司法制度改革推進本部事務局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議において別に定める。